

第68回

定時株主総会 招集ご通知



BML



日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時



場所

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号
京王プラザホテル 南館4階 錦

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議
事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件



議決権行使期限

2023年6月28日(水曜日)
午後5時30分まで

お土産廃止のお知らせ

株主総会ご出席の株主さまへのお土産の配布を取り止めさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。



株式会社ビー・エム・エル

証券コード：4694

株主のみなさまへ



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第68回定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

代表取締役社長 **近藤 健介**

BMLグループは創業以来、「豊かな健康文化を創造します。」という企業理念のもと、臨床検査事業、医療情報システム事業および食品検査事業を通じて、医療の発展と人々の健康づくりに貢献してまいりました。

2019年末から始まった新型コロナウイルス感染症(以下、コロナ)との戦いは、ようやくウィズコロナからアフターコロナへと終息フェーズに移行しようとしています。この間、BMLグループはコロナ禍に伴う難局に対して、全国展開しているラボと集配ネットワークを活用してコロナPCR検査を全国に展開することで、大きな躍進を遂げることができました。

こうした状況の中で、2023年度は第8次中期経営計画（2021年度～2023年度）の最終年度にあたります。

グループビジョンである「医療界に信頼され選ばれる企業をめざす」の飛躍期と位置づけており、これまで取り組んできた品質・サービスの向上を一層推し進めるとともに、アフターコロナの変化を見極め、的確かつ迅速に対応してまいります。

BMLグループは、患者様や全国の医療機関にとって価値ある企業であり続けるために、今後も医療界への更なる貢献をめざして新たな技術やテーマに取り組んでまいります。

株主の皆さまのご健康を心より祈念いたしますとともに、引き続きご指導とご支援を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

豊かな健康文化を創造します。

私たちは、医学検査技術を基盤に磨き上げた、
高度な技術・システム・サービスネットワークを活かして、
医療の発展と、人々の健康づくりに貢献し、豊かで文化的な社会を創造します。

目次

■ 第68回定時株主総会招集ご通知	3
■ 株主総会参考書類	7
■ 事業報告	17
■ 連結計算書類	42
■ 計算書類	44
■ 監査報告書	46
■ トピックス	52

ご送付している内容は、法令及び当社定款16条に基づき当社ウェブサイトに掲載した招集ご通知全文から一部を除いた内容になります。

証券コード 4694
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株主各位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目21番3号
株式会社ビー・エム・エル
代表取締役社長 近藤 健介

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.bml.co.jp>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東京証券取引所ウェブサイトへアクセスしていただき、「銘柄名(会社名)」に「ビー・エム・エル」又は「コード」に当社証券コード「4694」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

株主総会へのご来場につきましては、開催日時点での新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の健康状態をご考慮のうえ、書面またはインターネット等による議決権のご行使も含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日(水)午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日(木曜日) 午前10時
2 場 所	東京都新宿区西新宿二丁目2番1号 京王プラザホテル 南館4階 錦 会場の座席は、一定の間隔を開けた配置とすることから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りさせていただく場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3 目的事項	報告事項	(1) 第68期（自2022年4月1日 至2023年3月31日） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 (2) 第68期（自2022年4月1日 至2023年3月31日） 計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- 当日のご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 郵送またはインターネット等の電磁的方法により議決権をご行使いただくことができます。5頁、6頁の「議決権行使のご案内」に従って2023年6月28日（水）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
- インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を重複して行使された場合、インターネット等を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項のうち、本招集ご通知には、法令および当社定款第16条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載しております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・「業務の適正を確保するための体制」
 - ・「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bml.co.jp>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- ・事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスクの着用は個人の判断に委ねられることになりましたが、株主総会に出席される株主様は、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
- ・当日はご自身の健康状態にご留意いただき、体調がすぐれない場合等にはご無理をなさらず、ご来場を見合わせていただくことをご検討ください。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第68回定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分到着分まで

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使



QRコードを読み取る方法「スマート行使」もしくは議決権行使コード・パスワードを入力する方法によって、行使期限までに各議案の賛否をご入力ください。
詳細は次頁をご覧ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分まで

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権
行使期限

2023年6月28日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

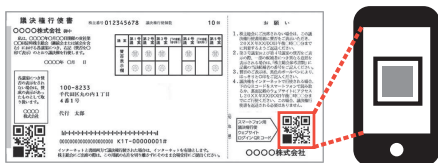
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>



「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

！ ご注意事項

- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主様のご負担となります。
- スマート行使による議決権行使は1回のみ可能です。一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

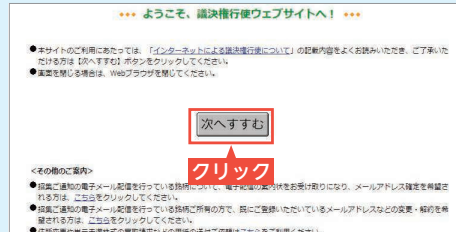
日本証券代行株式会社 代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 **0120-707-743**

受付時間 | 9:00～21:00 土曜・日曜・祝日も受付

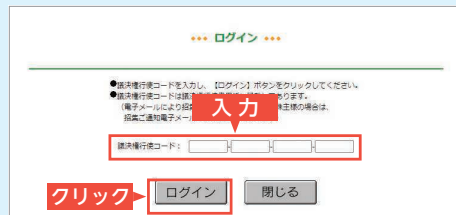
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



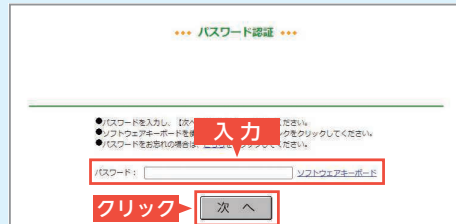
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3. パスワードの入力



同封の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における重要課題の一つとして認識しており、安定配当の維持・継続を基本方針としつつ、連結業績に応じた配当水準の向上に努めてまいりたいと考えております。

当期末の剰余金の配当につきましては、そのような基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60.0円

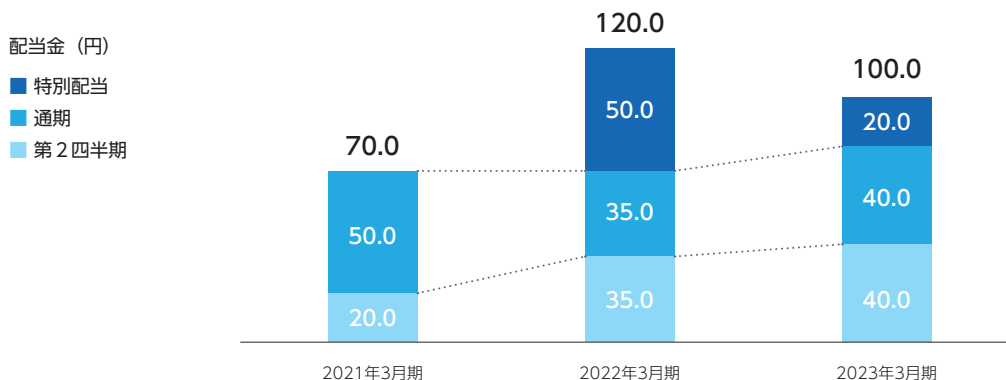
総額 2,341,161,720円

なお、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金40.0円を含め、1株につき100.0円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

ご参考 ご参考1株当たり年間配当額の推移



第3号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は以下のとおりであり、取締役候補者に関する事項は10頁から14頁のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任 近藤 健介	代表取締役社長	100% 17回/17回
2	再任 荒井 信貴	代表取締役副社長BML検査本部担当 兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長	100% 17回/17回
3	再任 武部 憲尚	取締役専務執行役員企画本部長兼経営企画部長 兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長	100% 17回/17回
4	再任 大澤 英明	取締役執行役員営業統括本部長兼営業推進本部長 兼提案営業部長兼医薬治験営業部長	100% 17回/17回
5	再任 柴田 健治	取締役執行役員BML検査本部長兼検査企画部長 兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長	100% 13回/13回
6	再任 山下 祐二	取締役執行役員システム本部長	100% 13回/13回
7	再任 寄高 由季子	取締役	100% 17回/17回
8	再任 新井 龍晴	取締役	100% 17回/17回
9	再任 大澤 茂	取締役	100% 13回/13回

候補者
番号

1

こんどう けんすけ
近藤 健介

(1966年9月18日生)

所有する当社株式の数 3,169,988株

再任



略歴、当社における地位および担当

1994年5月	医師免許取得	2006年6月	当社取締役執行役員医療学術担当
1994年6月	当社取締役	2014年1月	当社代表取締役社長
2004年6月	当社執行役員医療学術担当		現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長、株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長、株式会社協同医学研究所代表取締役会長、株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長、株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長、株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長、株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長、有限会社エステート興業代表取締役社長

選任理由

近藤健介氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2014年1月に代表取締役就任以来、当社グループの経営の指揮を執り、その卓越したリーダーシップにより十分な実績を有していることから今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

あらい のぶき
荒井 信貴

(1960年3月30日生)

所有する当社株式の数 70,137株

再任



略歴、当社における地位および担当

1989年5月	医師免許取得	2020年6月	当社代表取締役副社長管理本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2005年6月	当社社外監査役	2022年6月	当社代表取締役副社長BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
2009年6月	当社取締役		現在に至る
2009年12月	当社取締役常務執行役員BML総合研究所長		
2015年6月	当社取締役専務執行役員営業統括本部担当兼BML総合研究所長		
2017年6月	当社代表取締役専務執行役員企画本部長兼信頼性保証部担当兼BML総合研究所長		

選任理由

荒井信貴氏は医師としての経験から、医療業界全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。2009年6月に当社取締役就任以来、検査部門、営業部門、企画部門、品質部門を歴任し、2017年6月に代表取締役就任以降も海外部門、管理部門など当社業務全般に携わっております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

たけべ のりひさ
武部 憲尚

(1962年4月28日生)

所有する当社株式の数 4,461株

再任



■ 略歴、当社における地位および担当

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 2015年4月 | 当社入社、販売管理部長兼経理部長 | 2022年6月 | 当社取締役専務執行役員企画本部長
兼経営企画部長兼販売管理部長兼経
理部長兼関連事業部長 |
| 2016年4月 | 当社執行役員経営企画部長兼関連事
業部長兼販売管理部長兼経理部長 | | 現在に至る |
| 2016年6月 | 当社取締役執行役員企画本部副本部
長兼経営企画部長兼関連事業部長兼
販売管理部長兼経理部長 | | |
| 2021年6月 | 当社取締役常務執行役員企画本部長
兼経営企画部長兼販売管理部長兼経
理部長 | | |

選任理由

武部憲尚氏は金融業務の知識と経験を有し、当社入社以来、経理部門、経営企画部門、グループ会社管理部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

4

おおさわ ひであき
大澤 英明

(1964年2月13日生)

所有する当社株式の数 4,002株

再任



■ 略歴、当社における地位および担当

- | | | | |
|---------|--------------------------------|---------|--|
| 1986年9月 | 当社入社 | 2021年4月 | 当社取締役執行役員営業統括本部長
兼営業推進本部長兼提案営業部長兼
医薬治験営業部長 |
| 2008年7月 | 当社近畿営業部長 | | 現在に至る |
| 2010年6月 | 株式会社ジャパンクリニカルサービ
ス代表取締役 | | |
| 2016年4月 | 当社執行役員営業統括本部副本部長
兼東京支社長 | | |
| 2019年6月 | 当社取締役執行役員営業統括本部副
本部長兼提案企画部長 | | |

選任理由

大澤英明氏は当社入社以来、営業部門を中心に携わり、また集配関連子会社の代表取締役を務めるなど、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

5 しば た けん じ
柴田 健治

(1959年12月20日生)

所有する当社株式の数 4,901株

再任



■ 略歴、当社における地位および担当

1984年4月	当社入社	2023年4月	当社取締役執行役員BML検査本部 長兼検査企画部長兼総研第二検査部 長兼総研第四検査部長 現在に至る
2014年4月	当社第一検査部長		
2017年6月	株式会社盛岡臨床検査センター取締 役		
2018年6月	当社執行役員企画本部部长		
2022年6月	当社取締役執行役員BML検査本部 長兼検査企画部長兼総研第一検査部 長兼総研第二検査部長兼総研第四 検査部長		

選任理由

柴田健治氏は当社入社以来、検査部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号

6 やました ゆう じ
山下 祐二

(1965年8月6日生)

所有する当社株式の数 1,987株

再任



■ 略歴、当社における地位および担当

1988年11月	当社入社
2020年4月	当社検査システム部長
2020年7月	当社執行役員システム本部副本部長 兼基幹システム部長
2022年6月	当社取締役執行役員システム本部長 現在に至る

選任理由

山下祐二氏は当社入社以来、システム部門を中心に携わり、当社業務全般に対して豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、戦略企画に関する見識を活かすことにより、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **7** よりたか ゆきこ
寄高 由季子 (1964年7月9日生)

所有する当社株式の数 276株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 1987年4月 | 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 | 2020年4月 | 同行執行役員人事部副担当役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部副担当役員 |
| 2016年4月 | 同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長 | 2020年6月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2017年4月 | 同行執行役員人事部研修所長兼SMBCラーニングサポート株式会社代表取締役社長兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員人事部研修所長 | 2021年5月 | 株式会社日本総合研究所常務執行役員兼株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員
現在に至る |

重要な兼職の状況

株式会社日本総合研究所常務執行役員、株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

寄高由季子氏は金融分野と人事分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、金融分野と人事分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号 **8** あらい たつはる
新井 龍晴 (1956年10月20日生)

所有する当社株式の数 0株

再任

社外

独立



略歴、当社における地位および担当

- | | | | |
|---------|-----------------------|---------|-------------------|
| 1982年4月 | 昭和電工株式会社入社 | 2014年1月 | 同社執行役員本社石油化学品事業部長 |
| 2004年3月 | 同社川崎事業所生産技術部長 | 2017年1月 | 同社常務執行役員石油化学品事業部長 |
| 2006年3月 | 同社川崎事業所所長 | 2018年1月 | ユニオン昭和株式会社代表取締役社長 |
| 2008年1月 | 同社本社化学品事業部情報電子化学品部長 | 2021年1月 | 同社相談役 |
| 2010年3月 | 同社本社生産技術部長 | 2021年6月 | 当社社外取締役
現在に至る |
| 2012年1月 | 同社執行役員大分事業所大分コンビナート代表 | | |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

新井龍晴氏は化学業界における長年の企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。同氏には、化学業界における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって2年となります。

候補者
番号

9

おおさわ
大澤しげる
茂

(1957年5月13日生)

所有する当社株式の数 0株

再任

社外
独立

略歴、当社における地位および担当

1980年4月	株式会社協和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行	2010年6月	同社代表取締役専務執行役員
2002年4月	翼システム株式会社	2012年4月	同社代表取締役副社長
2006年6月	矢作建設工業株式会社常務執行役員	2021年6月	同社顧問
2007年6月	同社取締役専務執行役員	2022年6月	当社社外取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

矢作建設工業株式会社顧問

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大澤茂氏は金融分野と建設分野に関する豊富な経験と高い見識を有しております。その実績、専門性、経営に関する見識を活かすことにより当社の経営の意思決定に際して客観的な立場で意見と判断を行い、取締役の業務執行の監視・監督の役割を果たすことで今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者としたしました。

同氏には、主に建設分野における豊富な経験を活かし、当社において業務執行者から独立した立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。

なお、同氏の社外取締役としての在任期間は本株主総会終結の時をもって1年となります。

- (注)
- 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 柴田健治氏、山下祐二氏および大澤茂氏の取締役会への出席状況は取締役就任後開催の取締役会を集計しております。
 - 寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は、社外取締役候補者であります。
 - 寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
 - 当社と寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏との間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。各氏が当社社外取締役に就任された場合は、当該契約の効力は継続いたします。
 - 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、各候補者の任期途中である2024年3月1日に当該保険契約を更新する予定です。
 - 各取締役候補者の所有する当社株式の数にはBMLグループ役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

の はら しゅん すけ
野原 俊介 (1979年11月11日生)

所有する当社株式の数 0株

社外

独立

略歴および重要な兼職の状況

2006年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
 光和総合法律事務所入所
 2015年8月 Kelvin Chia Partnership入所

2016年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
 2016年10月 光和総合法律事務所パートナー（現任）
 現在に至る

補欠の社外監査役候補者とした理由

野原俊介氏は、会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的知識と企業顧問弁護士としての豊富な経験を、当社の監査体制強化に活かせると判断し、補欠監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
 2. 候補者と当社は、顧問弁護士契約を締結しておりません。
 3. 当社と社外監査役の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、同様の契約を締結する予定です。
 4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。候補者が当社社外監査役に就任された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
 5. 野原俊介氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以 上

【ご参考】 役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

取締役

氏名	当社における地位	取締役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・工学	情報技術	戦略企画	財務・会計	人事・労務	リスク・法務
近藤 健介	代表取締役社長	○	○	○		○			○
荒井 信貴	代表取締役副社長	○	○	○		○		○	
武部 憲尚	代表取締役専務執行役員	○				○	○		○
大澤 英明	取締役執行役員					○			
柴田 健治	取締役執行役員			○		○			
山下 祐二	取締役執行役員			○	○	○			
寄高 由季子	社外取締役						○	○	○
新井 龍晴	社外取締役	○		○					
大澤 茂	社外取締役	○		○		○	○		

監査役

氏名	当社における地位	監査役候補者に特に期待する分野							
		経営経験	医療経験	検査・工学	情報技術	戦略企画	財務・会計	人事・労務	リスク・法務
森下 健一	監査役						○	○	○
徳尾野 信成	社外監査役						○	○	
出縄 正人	社外監査役							○	○

上記一覧表は、候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、ウィズコロナの下で各種政策の効果もあって景気に緩やかな持ち直しの動きが見られますが、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

このような経済環境のもと受託臨床検査業界におきましては、診療報酬引き下げに加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が弱含みで推移しました。また、業者間競争が続いており、事業環境としては引き続き厳しい状況にあります。

こうした中で、当連結会計年度の業績は、売上高159,462百万円（前期比14.3%減）、営業利益23,936百万円（前期比51.0%減）、経常利益24,182百万円（前期比52.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益15,578百万円（前期比53.8%減）となりました。当社グループにおきましては、既存検査の受託数は増加したものの、新型コロナウイルス関連検査の診療報酬引き下げ等の影響により売上高および利益ともに減少しました。

売上高

159,462百万円
(前期比14.3%減)

営業利益

23,936百万円
(前期比51.0%減)

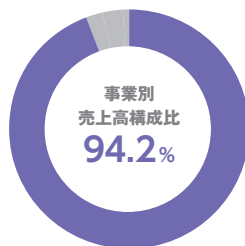
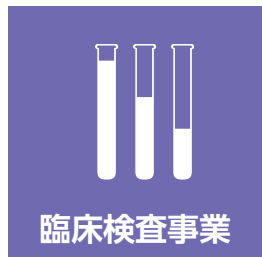
経常利益

24,182百万円
(前期比52.7%減)

親会社株主に帰属する当期純利益

15,578百万円
(前期比53.8%減)

以下に事業別の概況をご報告いたします。



事業内容

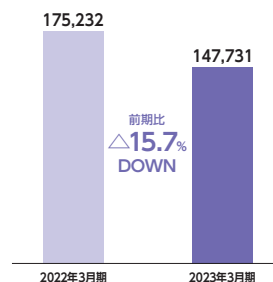
- **臨床検査** ルーチンから特殊検査まで4,000項目を超える検査を実施しています。
- **治験検査**

業績 連結 売上高

147,731

 百万円

臨床検査事業につきましては、新規獲得を図るとともに、既存ユーザーに対する新規検査項目、独自検査項目、重点検査項目拡販等の深耕営業を実施し、業績の拡大を図りました。しかしながら、新型コロナウイルス関連検査の診療報酬引き下げの影響が大きく、臨床検査事業の売上高は前期比15.7%の減収となりました。



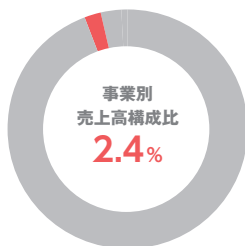
【研究開発活動】

研究開発成果として、次世代シーケンス(NGS)による遺伝学的検査の分野において、信州大学医学部人工聴覚器学講座との連携により、既存の先天性難聴の遺伝子変異検査(19遺伝子154変異パネル)を50遺伝子1,135変異にアップグレードし、2022年9月より新法への切り換えを行いました。

また、この分野では若年発症型両側性感音難聴の遺伝子変異検査についても診断基準の改定を受け、従来の7遺伝子から11遺伝子の解析にアップグレードし、2022年10月より結果報告の仕様を変更しました。

質量分析(LC-MS/MS)の分野では、脂質異常症の診断マーカーとして、血中のシステロール、カンパステロールおよびコレステロールを測定する検査を独自開発し、2022年10月から受託を開始しました。

造血器腫瘍の遺伝子検査の分野では、2023年2月より、SF3B1遺伝子変異解析の受託を開始しました。本検査は、東洋鋼鈹株式会社のDNA chip技術「ジーンシリコン」を用いたPCR法によりK700Eをはじめとした計14種類の変異を検出するものです。対象疾患は、骨髓異形成症候群と合併する例が多い環状鉄芽球を伴う骨髓異形成症候群(MDS-RS)で、MDS-RSの多くにSF3B1遺伝子の変異が検出されることが知られており、2017年のWHO分類(第4版)では本遺伝子変異の有無が病型分類に採用されています。SF3B1変異陽性例は陰性例と比較して予後良好とされ、MDS-RSの診断と病型分類、および予後予測に有用と考えられています。



食品検査事業につきましては、食品コンサルティング、微生物検査等の食品検査が増加しました。これらにより、売上高は前期比6.1%の増収となりました。

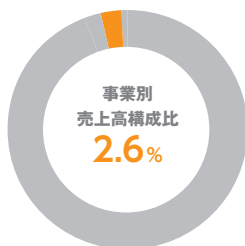
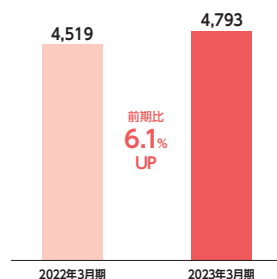
事業内容

- **食品コンサルティング** 食環境の総合的な衛生管理、消費者の健康と食の安全を支援しています。
- **食品、環境検査**
- **腸内細菌検査**

業績

連結
売上高

4,793 百万円



医療情報システム事業につきましては、2022年4月にリリースしたクラウド型電子カルテの販売が概ね計画通りに進捗したことや、オンライン資格確認に関する受注が増加したことにより、売上高は前期比12.5%の増収となりました。また、保守売上に関しても設置台数の増加に伴い堅調に推移しました。

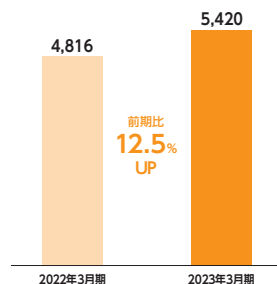
事業内容

- **電子カルテシステム** 診療所版電子カルテシステム「Qualis Cloud」、[Qualis] 及び「Medical Station」の販売・保守を行っています。
- 開発・販売
- 保守サービス

業績

連結
売上高

5,420 百万円





その他事業につきましては、調剤薬局事業における診療報酬（薬価）引き下げの影響を受けたものの、外来患者数が増加したため、売上高は前期比1.1%の増収となりました。

事業内容

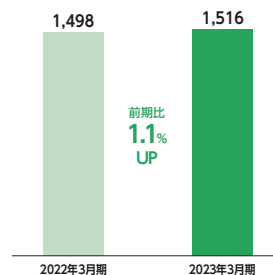
- 調剤薬局
- SMO

調剤薬局事業と高精度検査で医薬品開発をサポートしています。

※ SMO：特定の医療機関（治験実施施設）と契約し、その施設に限定して治験業務を支援する機関。

業績 連結 売上高

1,516百万円



区分		売上金額(百万円)	前期比増減(%)
検査事業	臨床検査事業		
	生化学的検査	50,812	1.5
	血液学的検査	10,655	1.5
	免疫学的検査	25,694	△0.5
	微生物学的検査	6,312	0.7
	病理学的検査	9,066	△0.9
	その他検査 (臨床検査事業計)	45,190	△38.5
	食品検査事業	147,731	△15.7
	検査事業小計	4,793	6.1
医療情報システム事業	152,525	△15.1	
その他事業	5,420	12.5	
合計	1,516	1.1	
	合計	159,462	△14.3

(検査事業における名称の変更)

当連結会計年度の期首より、ステークホルダーに対し解りやすい名称を使用することを目的として、従来「その他検査事業」としておりました名称を「食品検査事業」に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリースを含めて9,738百万円であります。このうち主なものは、自動分析装置等の検査機器であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資のための所要資金は、自己資金等によっております。

(4) 対処すべき課題

① 新棟建設による基盤の構築

2024年8月に竣工を予定している新棟建設計画では、次世代の安定的な成長を支える基盤の構築を目指してまいります。まず、第1フェーズとして、浸水・震災などの自然災害に関するBCP対策の強化を図ります。また、環境負荷の低減を目的として、太陽光発電装置や高効率熱源機器を導入し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいります。第2フェーズでは、検査の拡張性の確保と高効率な検査体制の確立を目指します。将来の業容拡大に合わせて、検査処理能力の拡充と高品質かつ高効率なローコスト体制の確立を推し進めてまいります。

② 非保険分野の強化と拡充

保険診療に捉われない非保険分野のビジネスとして、健診事業、食品検査事業及び医療情報システム事業を強化してまいります。健診事業では全国の集配ネットワークを活用した新規活動とオプション項目の拡充、食品検査事業では食品品質管理の総合コンサルティングや資格認証事業の拡大、医療情報システム事業ではクラウド型電子カルテ(Qualis Cloud)の拡販に取り組んでまいります。

③ DXへの取り組み

DXへの対応として、クラウド型電子カルテ (Qualis Cloud)、臨床検査システム (B-Liner)、DRS (Digital Reporting System) の3点に取り組んでまいります。具体的には、クラウド型電子カルテの普及、臨床検査システムの機能拡充により業務効率化を推進してまいります。また、DRSによる集配プロセスの革新として、顧客の利便性の向上や業務負荷の低減を図ります。さらに、環境変化に対応するため、デジタル技術の活用と中長期的なIT革新を可能とする体制・基盤を確立して、「顧客体験価値向上」と「業務効率化」を実現してまいります。

④ 経営基盤の強化

経営基盤の強化への取り組みとして、取締役会の実効性向上や内部統制の整備により、コーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。また、人財開発・活用のため研修体制の充実を図るとともに、ダイバーシティの推進として、女性職員のキャリア形成を目的とした各種施策の実施を一層推し進めてまいります。さらに、従業員とその家族の健康保持・増進を図り、健康で働きやすい職場環境の構築を進めてまいります。

⑤ 気候変動への対応

BMLグループは、2022年6月に代表取締役副社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置するとともに、「TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures = 気候関連財務情報開示タスクフォース)」の提言に対する賛同を表明しました。

同委員会では、気候変動への対応を優先度の高い課題として認識し、気候変動のシナリオ分析(リスク・機会)を実施します。また、リスクのうち財務的影響と発生可能性から特に経営に大きな影響を与えるものを重要リスクとして識別します。併せて、気候変動に関するリスク・機会や目標とその進捗状況について議論を進めてまいります。

【ご参考】 BMLグループのサステナビリティ

BMLグループは、企業理念、サステナビリティ基本方針、環境方針、コンプライアンスマニュアルに基づき、お客さま、お取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすとともに、企業価値の向上に努めます。

サステナビリティ基本方針

1. 社会への貢献

医学検査技術を基盤に磨き上げた高度な技術・システム・サービスネットワークを活かして、医療の発展と人々の健康づくりに貢献します。

2. 環境問題への取り組み

事業活動を通じて医療への貢献と地球環境の保全に取り組み、人々の健康と持続可能な社会の実現を目指します。

3. 人権の尊重

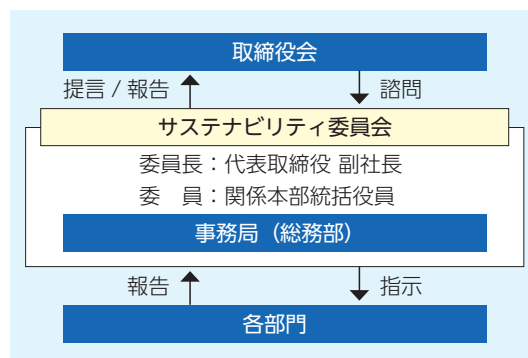
企業活動によって影響を受ける全ての人々の人権を尊重します。また、ダイバーシティ&インクルージョンを推進し、安全で働きやすい企業風土の醸成に努めます。

4. 社会からの信頼の確立

法令や規則の遵守、公正かつ自由な競争、適切な情報開示など、誠実で公正な企業活動を遂行することで、社会から高い信頼を得る経営を実現します。

サステナビリティ推進体制図

BMLグループは、代表取締役副社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しています。本委員会は、BMLグループ全体のサステナビリティの推進を目的としており、サステナビリティに関する方向性や計画等を討議・決定する機関です。委員会を四半期に1回開催して定期的な方向性の討議や活動の評価等を行なうほか、必要に応じて、体制整備や推進計画の更新を実施しています。委員会メンバーは関係する本部の役員、部長で構成され、総務部が事務局となります。



マテリアリティの特定

BMLグループは企業理念である「豊かな健康文化を創造します」のもと事業活動を通じて豊かな社会の実現に向け取り組んでまいります。BMLグループでは社会とともに持続的な成長を遂げるため、6分類13個の重要課題(マテリアリティ)を特定いたしました。今後、これらのマテリアリティをBMLグループに浸透させるとともにKPIを策定していきます。また、事業を通じてこれらの社会課題の解決に取り組むことで、企業価値の向上とSDGs達成への寄与、持続可能な社会の構築に貢献してまいります。

● マテリアリティ

マテリアリティ分類		マテリアリティ
 E nvironment	気候変動への対応	気候変動
		エネルギーマネジメント
 S ocial	働きがいのある職場の実現	ダイバーシティ&インクルージョン
		人財雇用・育成
	従業員の健康と安全	
 G overnance	ガバナンスの強化	人権の尊重
		法規制対応
		コーポレート・ガバナンス
 事 業	高品質で付加価値の高いビジネスの展開	情報セキュリティ
		品質の向上
		営業力の充実
	DX：デジタルトランスフォーメーション	
	医療への貢献	医療への貢献

●マテリアリティ特定プロセス

① 課題の抽出

- ESG課題を抽出
(GRI等の非財務情報開示ガイドライン、ESG評価機関の評価項目、SDGs)
- 業界の重要課題、当社の事業戦略の課題

② 優先順位付け

- ステークホルダーの重要度の評価
 - ESG評価機関の各業界の評価ウェイト
 - 機関投資家が重視する課題
- 当社にとっての重要度評価
 - 理念・行動基準などの方針
 - 中期経営計画の重要課題、事業施策
 - 事務局による重要度評価

③ 妥当性の確認

- ① 経営層による評価の実施
 - (1) 経営層によるマテリアリティテーマの4段階評価実施
 - (2) (1)評価結果をもとに経営層ワークショップにて議論
- ② 取締役会による妥当性の確認



④ 特定

- マテリアリティの特定
経営層フィードバックをもとにマテリアリティを特定

⑤ KPI策定

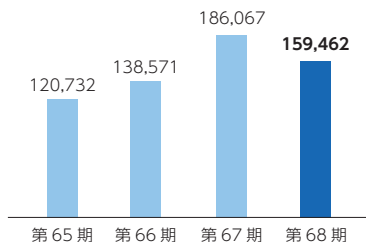
- KPIの策定
マテリアリティ定義 (KGI)、中期経営計画、ESG評価向上の観点で、各マテリアリティに対するKPIを策定

(5) 財産および損益の状況

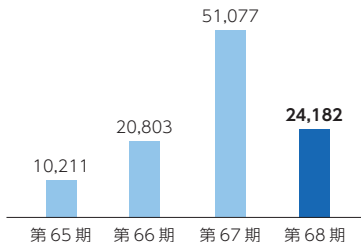
区 分		第65期 (19/4~20/3)	第66期 (20/4~21/3)	第67期 (21/4~22/3)	第68期 (当連結会計年度) (22/4~23/3)
売上高	(百万円)	120,732	138,571	186,067	159,462
経常利益	(百万円)	10,211	20,803	51,077	24,182
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,375	13,711	33,741	15,578
1株当たり当期純利益	(円)	151.27	337.44	833.24	395.84
純資産	(百万円)	80,422	93,123	121,684	126,751
1株当たり純資産	(円)	1,873.36	2,174.27	2,909.29	3,138.63
総資産	(百万円)	116,273	139,174	179,200	168,943

(注) 第67期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第67期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

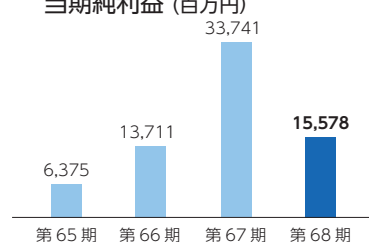
■ 売上高 (百万円)



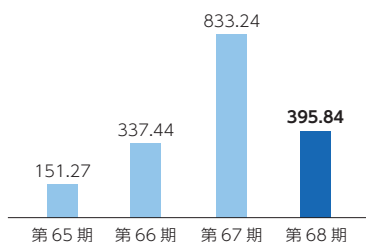
■ 経常利益 (百万円)



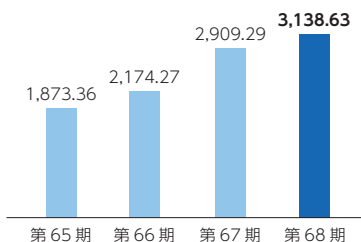
■ 親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



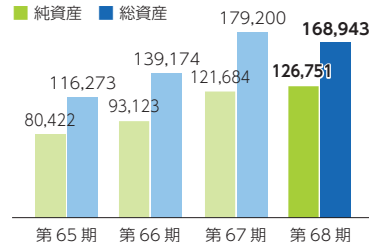
■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 1株当たり純資産 (円)



■ 純資産／総資産 (百万円)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
(株)第一岸本臨床検査センター	100	100.0	臨床検査の受託業務
(株)オー・ピー・エル	98	51.0	臨床検査の受託業務
(株)岡山医学検査センター	49	100.0	臨床検査の受託業務および調剤薬局事業
(株)松戸メディカルラボラトリー	30	97.0	臨床検査の受託業務
(株)日研医学	25	100.0	臨床検査の受託業務
(株)ピーシーエルジャパン	20	100.0	病理・細胞診検査
(株)愛媛メディカルラボラトリー	20	100.0	臨床検査の受託業務
(株)ジャパングリニカルサービス	20	100.0	臨床検査検体の受付および検査受付入力業務
(株)盛岡臨床検査センター	10	66.3	臨床検査の受託業務
(株)BMLメディカルワークス	10	100.0	検査用容器の製造等
(株)東海細胞研究所	10	100.0	病理・細胞診検査
(株)BMLライフサイエンス・ホールディングス	100	※注2 100.0	食品検査、バイオリフサイエンスに関する事業およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株)BMLフード・サイエンス	100	※注3 100.0 (100.0)	食品衛生検査事業
(株)アレグロ	30	※注3 100.0 (100.0)	治験実施機関支援業務

会社名	資本金 百万円	議決権比率 %	主要な事業内容
(株)九州オープンラボラトリーズ	50	66.0	臨床検査の受託業務およびそれらの事業を行う子会社の支配・管理
(株) リンテック	224	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
微 研 (株)	90	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株) 協同医学研究所	60	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株)QOLセントラルラボラトリーズ	10	※注4 100.0 (100.0)	臨床検査の受託業務
(株) ラボテック	10	※注5 100.0 (51.0)	臨床検査の受託業務

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、当社の子会社が所有する議決権比率を内数で示しております。
 2. 2022年11月15日付で当社の完全子会社となっております。
 3. 当社の子会社である(株)BMLライフサイエンス・ホールディングスが100%所有しております。
 4. 当社の子会社である(株)九州オープンラボラトリーズが100%所有しております。
 5. 当社の子会社である(株)九州オープンラボラトリーズが51%、当社が49%所有しております。

② 企業結合の経過

該当事項はありません。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は159,462百万円（前期比14.3%減、26,605百万円減）、営業利益は23,936百万円（前期比51.0%減、24,953百万円減）、経常利益は24,182百万円（前期比52.7%減、26,894百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は15,578百万円（前期比53.8%減、18,163百万円減）であります。

④ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月現在)

事業部門	事業内容
検査事業	・臨床検体検査、食品衛生検査の受託業務 ・臨床検査試薬および検査用容器の製造販売
医療情報システム事業	・電子カルテ等の情報処理機器および医療関連ソフトウェアの開発、製造および販売
その他事業	・調剤薬局事業 ・治験実施機関支援業務

(8) 主要な事業所 (2023年3月現在)

営業所：東京営業所（東京都杉並区）、札幌営業所（北海道札幌市）
 仙台営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）
 大阪営業所（大阪府茨木市）、福岡営業所（福岡県福岡市）
 検査施設：BML総合研究所（埼玉県川越市）、BML品川（東京都品川区）
 BML名古屋（愛知県名古屋市）、BML北陸（富山県富山市）

(9) 企業集団の使用人の状況 (2023年3月現在)

使用人数	前期末比増減数
4,415名	125名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者年間平均4,590名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2023年3月現在)

借入先	借入残額
(株) りそな銀行	400百万円
(株) 三井住友銀行	200百万円
(株) 三菱UFJ銀行	150百万円
(株) みずほ銀行	100百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 39,019,362株 (自己株式 3,594,264 株除く)
- (3) 株 主 数 7,842名

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
(株) ビーエムエル企画	10,154	26.02
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	3,829	9.81
近藤 健 介	3,169	8.12
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,107	2.83
近藤 シ ゲ	1,080	2.76
(株) 日本カストディ銀行 (信託口)	1,000	2.56
第一生命保険(株)	878	2.25
(有) エステート興業	779	1.99
(有) マトリース	762	1.95
島野 瑠 美	755	1.93

- (注) 1. 当社は、自己株式3,594,264株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行(株)および(株)日本カストディ銀行の所有株式は、すべて信託業務に係わる株式であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬の総額は年額5,000万円以内とし、この払込みにより交付される当社の普通株式の総数は年20,000株以内としております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	4,956	6
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

発行決議の日	2008年9月29日	2009年9月24日	2010年9月30日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	— —	— —	1名 3個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	—	—	600株
権利行使期間	2008年10月18日から 2028年6月27日まで	2009年10月15日から 2029年9月30日まで	2010年10月20日から 2030年9月30日まで
新株予約権の発行価額(1個当たり)	147,000円	217,200円	174,800円
権利行使時の払込金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	2011年9月29日	2012年10月29日	2013年9月24日
保有人数及び新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	1名 4個 — —	2名 9個 — —	2名 6個 — —
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	800株	1,800株	1,200株
権利行使期間	2011年10月19日から 2031年9月30日まで	2012年11月17日から 2032年10月31日まで	2013年10月12日から 2033年9月30日まで
新株予約権の発行価額(1個当たり)	167,300円	171,200円	296,200円
権利行使時の払込金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

発行決議の日	2014年9月29日	2015年9月28日	2016年11月8日
保有人数及び 新株予約権の数 当社取締役 (社外取締役除く) 当社監査役	2名 7個 — —	2名 8個 — —	4名 8個 — —
新株予約権の目的 となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる数	1,400株	1,600株	1,600株
権利行使期間	2014年10月16日から 2034年9月30日まで	2015年10月16日から 2035年9月30日まで	2016年11月29日から 2036年10月31日まで
新株予約権の発行 価額(1個当たり)	256,300円	294,300円	462,400円
権利行使時の払込 金額(1株当たり)	1円	1円	1円
新株予約権の 主な行使の条件	(別記)	(別記)	(別記)

(別記) 新株予約権者は、権利行使期間内において、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日から5年を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役に関する事項（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	近 藤 健 介	株式会社第一岸本臨床検査センター代表取締役会長 株式会社岡山医学検査センター代表取締役会長 株式会社協同医学研究所代表取締役会長 株式会社ピーシーエルジャパン代表取締役会長 株式会社ジャパングリニカルサービス代表取締役会長 株式会社オー・ピー・エル代表取締役会長 株式会社ビーエムエル企画代表取締役社長 有限会社エステート興業代表取締役社長
代 表 取 締 役	荒 井 信 貴	BML検査本部担当兼管理本部担当兼BML総合研究所長兼海外事業室長
取 締 役	武 部 憲 尚	企画本部長兼経営企画部長兼販売管理部長兼経理部長兼関連事業部長
取 締 役	大 澤 英 明	営業統括本部長兼営業推進本部長兼提案営業部長兼医薬治験営業部長
取 締 役	柴 田 健 治	BML検査本部長兼検査企画部長兼総研第一検査部長兼総研第二検査部長兼総研第四検査部長
取 締 役	山 下 祐 二	システム本部長
取 締 役	寄 高 由 季 子	株式会社日本総合研究所常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員
取 締 役	新 井 龍 晴	
取 締 役	大 澤 茂	矢作建設工業株式会社顧問
常 勤 監 査 役	森 下 健 一	一般財団法人近藤記念医学財団監事
監 査 役	徳 尾 野 信 成	徳尾野信成税理士事務所長 株式会社ダイナム社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役
監 査 役	出 縄 正 人	スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 株式会社イチカワ社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員

- (注) 1. 取締役寄高由季子氏、新井龍晴氏および大澤茂氏は、社外取締役であります。
2. 監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、社外監査役であります。
3. 取締役寄高由季子氏、新井龍晴氏、大澤茂氏、監査役徳尾野信成氏および出縄正人氏は、東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 監査役徳尾野信成氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役出縄正人氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 補欠監査役として、野原俊介氏を選任しております。
7. 取締役千喜良真人氏、取締役奈良部安氏、社外取締役近藤俊之氏は、2022年6月29日開催の第67回定時株主総会終了の時をもって任期満了により退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。当該保険の保険料は、全額当社が負担しております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会での審議、答申を経て、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。

その概要は次のとおりであります。

取締役の報酬等の公平性・客観性を確保するため、指名・報酬委員会で当社と同規模の国内上場会社の役員報酬との比較検討を行いながら、当社の業績等を勘案して固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の額について審議を行います。また、個々の取締役の報酬の内訳は、各期の業績、担当する職務、企業価値の継続的な向上に対する貢献度等を総合的に勘案して決定することとしております。

監査役の報酬につきましては、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役会にて決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2000年6月29日開催の第45回定時株主総会において、年額400百万円以内（使用人分給与は含まれない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は15名（うち、社外取締役は0名）です。また別枠として2006年6月29日開催の第51回定時株主総会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。これらに加えて、2017年6月29日開催の第62回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の額を年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は10名です。

監査役の報酬限度額は、1990年8月27日第35回開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会において取締役の個人別報酬額の具体的な算出に係る委任決議を受けた、代表取締役社長近藤健介が最終的に決定しております。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定に当たっては、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会が、代表取締役社長の作成する原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っております。指名・報酬委員会が原案に対して答申し、代表取締役社長は答申に基づいて最終的に決定していることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、代表取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の職責や担当領域の評価を行うには最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定する際は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会の答申を得た上で行っております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	216 (15)	164 (15)	46 (一)	4 (一)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	20 (6)	20 (6)	—	—	3 (2)

⑤ 業績連動報酬に関する事項

当社は、業績と企業価値の向上に向けた各取締役の取り組みへのインセンティブとして、固定報酬に加えて業績連動報酬を導入しております。業績連動報酬の算定の基礎としては、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合により報酬額を算定しております。当該指標を選定した理由は、当期の業務遂行の成果を総合的かつ客観的に示しており、業績成長の達成度を重視する観点からも妥当であると判断したためであります。

当事業年度を含む売上高等の推移は、1. (5) 財産および損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当社は、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬制度（譲渡制限付株式報酬制度）を導入しており、売上高等の事業計画に対する達成度に対応した支給割合をもとに、報酬額を算定しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

5. 社外役員に関する事項

区分	氏名	重要な兼職先	主な活動状況
取締役	寄高由季子	株式会社日本総合研究所常務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役員	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に金融分野と人事分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	新井 龍晴	—	当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、主に企業経営を経験された経営者の視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
取締役	大澤 茂	矢作建設工業株式会社顧問	取締役就任後開催の取締役会13回全てに出席し、主に金融分野と建設分野を経験された視点から必要な発言を行っております。また、上記のほか、当社の経営陣幹部の人事、報酬などを審議する指名・報酬委員会に出席することにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事、報酬に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。
監査役	徳尾野信成	徳尾野信成税理士事務所 株式会社ダイナム社外監査役 株式会社東天紅社外監査役 株式会社システナ社外監査役	当事業年度開催の取締役会17回中16回および監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から当社の経理業務全般に関して発言を行っております。
監査役	出縄 正人	スプリング法律事務所パートナー 日本プライムリアルティ投資法人監督役員 株式会社イチカワ社外監査役 最高裁判所災害補償審査委員会委員	当事業年度開催の取締役会17回中16回および監査役会13回中12回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営全般に係る法的リスクに関して発言を行っております。

(注) 当社は、取締役寄高由季子氏、取締役新井龍晴氏、取締役大澤茂氏、監査役徳尾野信成氏および監査役出縄正人氏が兼職している他の法人等との間に、重要な関係はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬の額 55百万円

当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
63百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、企業価値向上に関する助言業務および統合報告書の企画に関する助言業務であります。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	122,877	流動負債	35,383
現金及び預金	86,521	支払手形及び買掛金	20,094
受取手形及び売掛金	26,783	リース債務	1,363
商品及び製品	359	未払法人税等	609
仕掛品	800	賞与引当金	3,720
原材料及び貯蔵品	3,624	未払金	7,146
その他の	4,835	その他の	2,448
貸倒引当金	△47		
固定資産	46,066	固定負債	6,809
有形固定資産	35,150	リース債務	2,787
建物及び構築物	10,353	役員退職慰労引当金	223
土地	13,341	退職給付に係る負債	3,244
リース資産	3,721	その他の	553
その他の	7,733		
無形固定資産	4,542	負債合計	42,192
その他の	4,542		
投資その他の資産	6,373	(純資産の部)	
投資有価証券	2,673	株主資本	122,169
繰延税金資産	2,058	資本金	6,045
その他の	1,757	資本剰余金	6,646
貸倒引当金	△116	利益剰余金	118,378
		自己株式	△8,902
資産合計	168,943	その他の包括利益累計額	298
		その他有価証券評価差額金	268
		退職給付に係る調整累計額	29
		新株予約権	23
		非支配株主持分	4,260
		純資産合計	126,751
		負債純資産合計	168,943

連結損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

科 目	金 額	金 額
	百万円	百万円
売上高		159,462
売上原価		98,016
売上総利益		61,446
販売費及び一般管理費		37,509
営業利益		23,936
営業外収益		
不動産賃貸料	65	
補助金の収入	171	
その他	263	500
営業外費用		
不動産賃貸原価	40	
補助金の返還	27	
その他	162	
経常利益	23	254
特別利益		24,182
投資有価証券売却益	215	
その他	6	221
特別損失		
固定資産除却損	158	
減損	47	
その他	14	219
税金等調整前当期純利益		24,184
法人税、住民税及び事業税	7,181	
法人税等調整額	846	8,027
当期純利益		16,156
非支配株主に帰属する当期純利益		578
親会社株主に帰属する当期純利益		15,578

計算書類

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流 動 資 産	90,849	流 動 負 債	32,526
現金及び預金	60,402	買掛金	17,680
受取手形	152	短期借入金	900
売掛金	22,722	未払金	1,108
仕掛品	210	未払消費税	5,743
商品及び製品	600	未払法人税等	449
原材料及び貯蔵品	2,732	未償前受り	93
前払費用	458	前受り	2,471
倒引当金	3,587	の	43
	△17		3,930
			57
			48
固 定 資 産	43,586	固 定 負 債	4,216
有 形 固 定 資 産	26,560	リース負債	2,287
建物	7,439	退職給付引当金	1,565
構築物	252	繰上り引当金	287
機械及び装置	149	の	75
運搬器具	22		
工具、器具及び備品	4,172		
土地	10,764		
建物	3,051		
敷地	707		
		負 債 合 計	36,742
無 形 固 定 資 産	3,804	(純資産の部)	
ソフトウェア	233	株主資本	97,403
リース資産	2,896	資本剰余金	6,045
の	10	資本準備金	6,646
	663		6,646
投 資 そ の 他 の 資 産	13,221	利益剰余金	93,612
投資有価証券	2,314	利益剰余金	233
関係会社株	8,507	の他利益剰余金	93,379
出資	55	固定資産圧縮積立	292
従業員長期貸付	2	別途利益剰余金	15,400
破産更生債権	38	繰上り利益剰余金	77,686
長期前払費用	220	自己株	△8,902
繰延税金	1,138		
倒引当金	981	評価・換算差額等	267
	△38	その他有価証券評価差額金	267
		新株予約権	23
資 産 合 計	134,436	純 資 産 合 計	97,693
		負 債 純 資 産 合 計	134,436

損益計算書 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

科 目	金 額
	百万円
売上高	128,311
売上原価	81,849
売上総利益	46,462
販売費及び一般管理費	30,228
営業利益	16,233
営業外収益	
受取利息	2
受取配当金	1,950
不動産賃貸料	497
その他	434
営業外費用	
支払利息	65
不動産賃貸原価	270
補助金返還額	148
その他	39
経常利益	18,593
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	215
抱合せ株式消滅差益	2,541
特別損失	
固定資産除却損	18
その他	0
税引前当期純利益	21,331
法人税、住民税及び事業税	4,750
法人税等調整額	495
当期純利益	16,085

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野 明 宏指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋 勇 人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビー・エム・エル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会

常勤監査役 森 下 健 一 ㊟

社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟

社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社ビー・エム・エル
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐野 明宏
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高橋 勇人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビー・エム・エルの2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方法、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社ビー・エム・エル 監査役会
常勤監査役 森 下 健 一 ㊟
社外監査役 徳尾野 信 成 ㊟
社外監査役 出 縄 正 人 ㊟

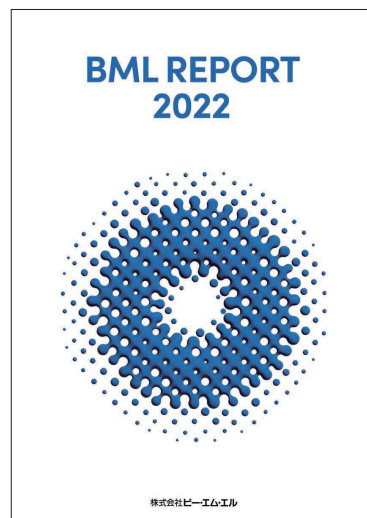
以 上

トピックス

「BML REPORT2022」 統合報告書の発行を開始しました

BMLグループは、ステークホルダーの皆さまに持続的な成長に向けた取り組みについて理解を深めていただくために、2022年度より統合報告書の発行を開始しました。経営戦略や事業・ESGにかかわる活動の報告を通じて、BMLグループが創出する社会的・経済的価値について総合的に理解を深めていただくことを目的としています。企業サイトでお伝えしている財務情報・非財務情報の中から、BMLグループの経営にとって特に重要な事項を掲載しています。

BMLグループは、医学臨床技術を基盤に磨き上げた高度な技術・システム・サービスネットワークを活かして、医療の発展と人々の健康づくりに貢献し、豊かで文化的な社会を創造します。



川越市寄附金贈呈 市制記念日に善行表彰を受彰しました

2022年11月9日(水)に、埼玉県川越市に対して1億円を寄附いたしました。

川越市は中核市・業務核都市として、2022年に市制施行100周年を迎えました。この記念すべき節目の年に寄附を実施することで、地域社会との関係を深め、ともに発展・成長していきたいと考えています。当社としては、この寄附金を「保健・医療分野をはじめとして環境に資する事業」などを通じ、地域の環境対策に役立てていただくことを願っております。

川越市の川合市長からは、「多額の寄附をいただき、ありがたい。コロナ禍では、施設などで発生した感染のPCR検査を受け入れてもらった。これからもご協力をお願いしたい」と感謝のお言葉をいただきました。

寄附金の贈呈式は、川越市役所の迎賓室において行われ、代表取締役社長近藤健介より、川越市の川合市長へ寄附の目録をお渡しいたしました。

なお、2022年12月1日(木)に執り行われました川越市市制施行100周年記念式典で、市政発展に貢献した企業として善行表彰を受彰いたしました。

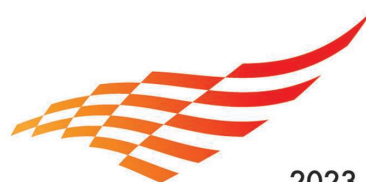


健康経営優良法人2023 (ホワイト500) に認定されました

健康経営優良法人認定制度とは、経済産業省が日本健康会議と共同で、健康保険組合と連携して優良な健康経営を実践している大企業や中小企業などの法人を顕彰する制度です。当社も申請を行い「健康経営優良法人2023 ホワイト500」の認定を取得しました。

「健康経営」とは、「企業が従業員の健康に配慮することによって、健康面においても大きな成果が期待できる」との基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する企業経営スタイルを指します。

BMLグループでは、今後も健康経営を推進してまいります。



2023
健康経営優良法人
Health and productivity
ホワイト500

BML総合研究所 新棟建設の地鎮祭を執り行いました

2024年8月に竣工を予定しているBML総合研究所の新棟建設(埼玉県川越市市場)にあたり2023年4月28日(金)に建設予定地において地鎮祭を行いました。

当日は好天に恵まれ、当社役員、建設関係者等多数の方にご出席をいただき、無事に執り行うことができました。

建設予定地の近隣住民の皆さまには、工事期間中に何かとご迷惑をお掛けすることがあるかと存じますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。



株主総会会場ご案内図

京王プラザホテル 南館 4階 錦

東京都新宿区西新宿二丁目2番1号

電話：03-3344-0111（代表）

京王プラザホテル



交通機関のご案内

JR・京王線・
小田急線・
東京メトロ丸ノ内線・
都営新宿線

「新宿駅(西口)」

徒歩5分

東京メトロ丸ノ内線

「西新宿駅」

徒歩5分

都営大江戸線

「都庁前駅」

B1出口すぐ

